

朝霞市例規データベースシステム等賃貸借仕様書

I. 契約の概要

- 1 名 称 朝霞市例規データベースシステム等賃貸借仕様書
- 2 契約期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

II. 基本仕様

- 1 クライアントPC
 - ①OS: Windows 10/11
 - ②ブラウザ: Microsoft、Firefox、Google Chrome
- 2 システム運用サーバ機
 - ①契約相手方の用意するサーバを IDC（インターネット・データ・センタ）方式にて活用し、庁内でのサーバ管理は一切不要とするとともに、LGWAN-ASP環境におけるIP認証等により庁外とのアクセスを制限すること。
 - ②IDC方式にて管理するサーバ機については、システム運用に支障がない十分なスペックを有することとする。
 - ③サーバ等を設置する施設は、物理的な堅ろう性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設とし、安全対策については、以下のとおりとする。

■安全性要件

- ☐ 認証資格: 品質マネジメントシステム (QMS) ISO9001 認証
IT サービスマネジメントシステム (IMS) ISO20000 認証
情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) ISO27001 認証
- ☐ 不正アクセス対策: ファイアウォール等の設備により監視、制御
- ☐ 通信: 暗号化 (TLS) 通信
- ☐ ウィルス対策: セキュリティソフトにより監視、制御
- ☐ 災害・防犯対策: 下図のとおり

項 目		実 施 内 容
災害対策	給電方式	本線予備線2回線受電(無停電保守対応) 特高変電設備二重化
	停電対策	UPS 設置 (冗長化構成) 自家発電機 備蓄用燃料タンク
	地震対策	耐震補強壁 耐震型二重床 天井補強の実施(配管、ダクト、照明器具などのつり補強) 計算機設備は、機器免震(免震装置、セーフット適用)
	渇水対策	熱源機器(給水用)の備蓄水槽 吸収式冷凍機 空冷式冷凍機、空調機
	漏水対策	空調機械室/配管を計算機室防水堤により分離 漏水センサーの設置・床防水及び防水堤
	火災対策	ガス消火設備 火災予兆検知システム
	雷対策	電源供給は、CVCF (安定化電源) によるインバータ受電 特高: アレスター設備 低圧: アレスター・サージアブソーバ
防犯対策	侵入防止	非接触式カードリーダー サークルロックドア 指紋センサー 敷地境界フェンス 赤外線センサー
	防犯監視	監視カメラ設備、金属探知機・盗難防止装置
	データ保管	耐火仕様の専用データ保管庫
環境対策	フロン対策	吸収式冷凍機
	省エネルギー対策	インバータ制御機器

- ④サーバールームは、24 時間 365 日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。

- ⑤ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。
- ⑥データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

Ⅲ. システム仕様

LGWAN—ASP接続により全庁運用ができ、例規管理システム、例規立案・審査システム、法令・通知検索システム、判例検索システム法令改廃情報提供システム、政策法務支援システム及びサポート体制が相互に密接に関連し、トータルとして提供できるシステムであること。

各システムの仕様の詳細は以下のとおりとする。

1 例規管理システム

(1) 更新について

- ①当市が提供する原稿データを基に、例規データを年4回以上更新すること。
- ②更新作業は、例規題名ごとに随時更新すること。加えて、システムから収録件数及び題名単位による更新履歴情報の閲覧ができること。
- ③当市が指示する例規については、データ更新を優先して作業可能なこと。

(2) 検索について

- ①用語、題名、体系、年月日、五十音、種別、番号、関連法令（引用法令が「法第〇条」と略称法令名の場合を含む。）、所管部署等で検索が可能であること。
- ②用語検索を行う場合には、画面を遷移することなく、題名及び本文内等の複数の掛け合わせ検索ができること。なお、様式についても複数の掛け合わせ検索ができ、検索結果の画面において検索結果の全てを表示可能であること。
- ③例規・法令を常に同じ内容現在時点で連携させ、表示できること。
- ④例規単位に過去・未来の改正状態（改正ごとに公布日及び施行日の蓄積）が閲覧でき、その施行日を指定することにより当該時点での条文表示が可能であること。また、過去・現在・未来の例規を視覚的に識別可能な条文表示とすること。
- ⑤公布後施行前例規の検索が可能なこと。
- ⑥原議管理について、用語、題名、年月日、種別からの検索が可能なこと。
- ⑦令和8年1月1日以降の新システム導入において例規沿革情報から登録した原議データ等を表示・ダウンロードが可能なこと。
- ⑧検索結果について、個々の例規本文を表示させなくても検索ヒット箇所の全てを確認することが可能なこと。なお、様式についても本文を表示させることなく、検索ヒット箇所の全ての確認が可能であること。
- ⑨表示された条文本文を範囲選択しコピーができること。
- ⑩例規の全部又は一部をダウンロード又は印刷できること。
- ⑪新旧対照表を作成し、ダウンロード又は印刷できること。
- ⑫条文及び新旧対照表の出力設定ができること。（当市で使用している条例、規則等の形式で出できる限り出力・印刷が可能なこと。）
- ⑬検索結果に合致した例規の一覧を印刷できること。
- ⑭例規中に引用している法令の登載箇所を当該法令の条単位で検索することができること。
- ⑮例規条文中、同じ言い回しの条文を検索する機能を有すること。
- ⑯過去・未施行例規について、平成23年4月1日からの例規（朝霞市がデータを所有しているものに限る。）について、施行日単位で過去・未施行の例規を閲覧でき、①で示す検索機能と同等の検索が可能なこと。
- ⑰公開されている地方公共団体（都道府県・市町村・一部事務組合）の例規集を横断して検索することができ、かつ、システムにより自動で他自治体の類似した条文を比較することができること。この場合において、地域・自治体属性（市・政令指定都市・中核市・特例市・都道府県・区・町・村・一部事務組合）・人口規模・例規種別（モデル例規含む。）での絞り込みも可能なこと。
- ⑱表示されている例規から、類似している例規を検索し、結果は、比較元と比較先の例規の違いを、色分け、見え消しで表示できること。また、比較先の例規に新たに改正があった場合は、改正後の条文とも比較できるとともに、例規単位、条単位で過去例規及び未施行例規を含む他自治体例規との比較が可能なこと。なお、検索結果については最新改正又は最新制定順に表示するものとする。
- ⑲比較表画面から、改正案（見え消し）を作成できること。

2 例規立案・審査システム

立案・審査機能を有するデータベースシステムとし、次に示す機能により、例規の立案（新規制定、全部改正、一部改正、廃止）・審査業務を支援するシステムであること。

(1) 立案機能

法制執務に関する知識の浅い職員でも立案することが可能であることを想定しているため、次の①～⑥の機能を備え、簡易な操作で、条文審査結果・改め文・議案・新旧対照表・溶け込み後条文の自動生成まで一括で実行できるシステムとすること。

- ①現行条文に改正を加えるときに、改め文に表記される「加える・削る・改める」等専門的な指示のほか、直感的に入力等の操作が可能なこと。
- ②条・項・号等の追加入力ができ、以下の条・項・号の繰り上げ・繰り下げもシステムが一括して自動処理する機能を有すること。
- ③立案システム内で、用語・所管部署から改正対象例規の検索が可能なこと。
- ④朝霞市に特別なソフトウェア等を必要としない、Web ブラウザ上で条文の編集が可能なこと。
- ⑤条文の編集を条文の見え消し形式で行える機能を有すること。
- ⑥目次を含む改正があった場合、目次を自動で作成可能な機能を有すること。

(2) 改め文・新旧対照表・改正後条文作成機能

- ①条文・別表・様式の編集、追加等作業完了途中の任意時点で、改め文・新旧対照表・改正後の溶け込み後条文を一括で生成可能なこと。また、新旧対照表においては、新旧左右に自動で反映されること。
- ②当市が指定する議案体裁に合わせた出力が可能なこと。
- ③新旧対照表の生成は、当市が指定する書式にできる限り近い体裁で出力できること。

(3) 審査機能

改正後条文の起案が完成したところで、条文構造、用字用語、改正例規内の引用関係等を審査する機能を有すること。

- ①他の例規及び法令との引用関係についてもシステムが自動で点検し指摘する機能を有すること。
- ②溶け込み後の条文を表示できること。
- ③システム外で作成した新規制定例規の Word データ等をシステムに取り込み、システム上で編集、法制執務の観点から点検することが可能なこと。
- ④法令、自例規、他例規の引用箇所に対し、更新後の例規本文から引用先を閲覧できること。
- ⑤例規以外の文書をシステムに取り込むことにより、用字用語等の審査が可能であること。
- ⑥各所管部署が作成した立案データについて、システム内で例規担当部署へ審査の依頼（溶け込み後の例規に対する内容の点検等）ができる機能を有すること。

3 法令検索システム

例規管理システム、通知・通達検索システム、判例検索システム及び法令解説情報システムとの連携が可能な機能を有する法令検索システムとし、次に示す機能により、法令検索及び各システムとのリンクを実現するシステムであること。また、例規システムと混同することのない画面設計となっていること。

(1) 更新等について

法令データの内容更新は、原則、官報掲載後 3 営業日後の更新を実施していること。

(2) 検索・閲覧・リンク等について

- ①法律・政令・省令・告示など法令等の種別の区分に応じ、それぞれ活用するに十分な 47,000 件以上の法令（日本国憲法、条約 165 件、法律 5,800 件以上、政令 10,000 件以上、省令 19,000 件以上、規則 800 件以上、告示 10,000 件以上、全ての様式 50,000 件以上の登載を含む。）等の検索・閲覧ができること。
- ②全ての法令について、平成 13 年 1 月以降の改廃を履歴として施行日単位で管理し、改正前の条文についても過去の時点を指定することにより条文内容が表示され、閲覧・検索、ダウンロードが可能であること。また、施行日単位の履歴が抜け漏れなく登載されていること。
- ③例規と条項単位でのリンクが可能であること。
- ④全ての条文本文から、関連する法令並びに委任及び参照を表示できること。
- ⑤指定する施行日ごとにその時点の条文内容が表示され、閲覧・検索、ダウンロードが可能であること。
- ⑥全ての法令ごとに、その効力に対し影響を持つ告示情報を有していること。
- ⑦全ての法令について、改正法の新旧対照表と改め文が登載されていること。
- ⑧バージョンアップや障害対応は迅速に行うこと。

4 通知・通達検索システム

法令検索システム、判例検索システム及び法令解説情報システムとの連携可能な機能を有する検索システムとし、次に示す機能により、通知・通達検索を実現するシステムであること。

- ①中央省庁から発出される「通知」「通達」の原文を登載し、検索可能なデータベースであること。

5 判例検索システム

法令検索システム、通知・通達検索システム及び法令解説情報システムとの連携可能な機能を有する検索システムとし、次に示す機能により、判例検索を実現するシステムであること。

- ①判例データは、日々更新していること。
- ②全ての法編に関する判例を、用語、裁判年月日、裁判所、裁判官、事項（講学上の概念・実務用語）等で検索、閲覧できること。
- ③判例要旨は1要旨に限らず登載し、争点・論点から整理して体系目次に分類していること。
- ④第一審、控訴審、上告審の各判例が容易に確認及び表示できること。
- ⑤各判例に関連する判例評釈、参照法令、引用判例や検索した判例に関連する連想判例を同一画面内から表示できること。
- ⑥「判例タイムズ」等の解説を登載すること。
- ⑦判決文を時系列表示する機能を有すること。
- ⑧判例総件数 341,000 件、要旨総件数 411,000 件、本文総件数 334,000 件以上を収録した内容であること。
- ⑨バージョンアップや障害対応は迅速に行うこと。

6 法令改廃情報提供システム

官報掲載後速やかに登録する法令制定改廃情報と朝霞市例規との引用関係、例規中の引用箇所の提示及びリンク、新旧対照表等の必要な情報の提供をするサービスであること。

(1) 当市例規に影響のある法令改廃情報について

- ①官報登載後1週間程度以内に当市例規における影響を調査し、法令改廃情報を提供すること。
- ②当市例規に影響がある法令の抽出、引用条文箇所の洗出しが条項単位で可能であり、例規の引用箇所が表示できること。
- ③法令の改廃情報の概要、解説及び新旧対照表が確認できること。
- ④当市例規が引用する法令等の改廃情報を、週1回指定するメールアドレスに配信すること。
- ⑤例規に直接引用していない法令においても、業務支援の観点から特定した法令について必要な改廃情報を提供する機能を有すること。

(2) 例規整備情報サービスの提供について

例規の制定改廃条文の提供と先進的な法務事例又は自主立法事例を解説し、提供するサービスであること。

- ①公布された法律の法律改正趣旨・改正ポイント解説提供するサービスであること。
- ②公布情報（公布日・法律番号・題名・掲載日）の参照が可能なこと。
- ③公布年月範囲指定検索が可能なこと。
- ④法令制定改廃の趣旨や例規整備のポイント解説を提供すること。
- ⑤法令改正情報の一次情報として、速報版を提供すること。
- ⑥先進自治体事例についての取り組み・研究・解説を提供すること。
- ⑦政策法務、自治体での取り組み事例等を掲載した情報誌等を月1回発行し提供すること。
また、当該情報誌等の内容をデータ化し、検索又はダウンロード利用ができること。
- ⑧法制相談等の相談FAQの閲覧が可能なこと。

7 サポート体制

(1) システムの保守等について

- ①システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持すること。
- ②例規管理システム等の基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。

(2) 法制相談支援について

- ①例規関連業務において、法制執務、法制相談等の相談をWEB上で依頼することができるシステム等を提供すること。
- ②随時、近隣自治体及び全国自治体の法規に関する情報（税制改正に関する改正資料及び例規システムへ取り込み可能な改正文等）を提供すること。

(3) 操作支援サポートについて

- ①操作説明の専用窓口があり、職員が作業を行っている場合において、操作等の質問又は利用上の疑義が生じたときに、利用者と同じ画面を見ながら操作の説明が可能なこと。なお、問い合わせ回数に制限を設けないこと。
- ②システム導入時及び人事異動時等、必要に応じて職員を対象にした操作説明会を年1回以上実施すること。
- ③操作説明会においては、法制執務の要素を盛り込んだ内容も実施可能なこと。
- ④システムに関する操作説明書を納品すること。

8 その他の仕様

(1) 外部公開用例規データについて

- ①データ更新ごとに、当市ホームページ掲載用の例規データ（HTML）を更新すること。
- ②体系検索、五十音検索、用語検索が可能であること。
- ③例規内リンク（該当条・項・号、該当別表・様式）及び例規間リンク（該当条・項）の機能があること。
- ④様式のダウンロードが可能なこと。

(2) 閲覧用例規集（DVD-ROM等）について

庁外持ち出し利用、災害時その他のインターネット未接続環境にあるPCでも利用できるよう、データ更新ごとに、閲覧用例規集を電磁媒体（DVD-ROM等）各1枚提供すること。

(3) 例規集（紙）の発行について

- ①例規集（紙）追録を30部作成し、朝霞市の指定する朝霞市議会定例会の開会日の前日までに加除を行うこと。
- ②朝霞市は加除を行う日の2月前までに原稿を整備し、提供するものとする。
- ③収録内容は、条例・規則（様式を除く）とし、追録発行回数は、年4回以上（3月定例会、6月定例会、9月定例会、12月定例会、その他臨時議会等分）とする。

(4) 著作権について

ホームページ用データ及びシステムからの出力データの著作権は、朝霞市に帰属するものとする。